

## 令和3年産

### 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）交付金に係る 交付申請書の提出期限の一部延長の特例措置について

#### 1. はじめに

(1) 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の対象農産物である「米穀」については、令和3年産から、農産物検査によらない方法により数量確認した場合でも、交付金の対象となりました。

農林水産省としては、このことについて、対策加入者の方々に周知を行ってきたところですが、一部の地域農業再生協議会で誤った情報提供が行われていたことが判明しました。

(2) このため、このような「米穀」を主食用として出荷販売した対策加入者におきましては下記2の特例措置を講ずることをお知らせします。

#### 2. 特例措置の内容等

##### (1) 特例措置の対象者

農産物検査によらない方法により数量確認し、主食用米を出荷・販売した対策加入者で、今回の特例措置の利用を希望する者。

##### (2) 特例措置の内容等

###### ① 特例措置の内容

交付申請書の提出期限を4月30日から、5月31日まで1か月間延長します。

また、提出する書類の内容を以下の③のとおりとします。

###### ② 申請に係る手続き

ア 特例措置を希望する場合、令和4年5月2日までに、最寄りの地方農政局等又は地域農業再生協議会に、あらかじめ、その旨を申し出てください。

イ 生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）及び以下③に記載する関係書類を添付して、5月31日までの間に、最寄りの地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出してください。

###### ③ 添付する関係書類

当該対策加入者が、令和4年3月31日までに出荷・販売したことが確認できる書類を添付することとしてますが、特例措置として、既に取り交わした販売伝票等に、出荷・販売先の確認を得た上で、1.7mm以上のふるい目で調製されたこと及び水分含有率16.0%以下であることが推定される旨を追記したのも可とします（裏面参照）。

# 特例措置の場合の提出書類

別紙

農産物検査を受検した米	農産物検査を受検しない米	
	通常の場合	今回の特例措置の場合
<p>○ 出荷・販売した数量を確認できる書類（販売伝票等）</p> <p>○ <u>農産物検査結果通知書（3等以上）</u></p>	<p>① 出荷・販売した数量を確認できる書類（販売伝票等）</p> <p>② 販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる書類 （販売先の確約書又は契約書等）</p> <p>③ <u>1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類</u></p> <p>④ <u>水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類</u> ※醸造用玄米は都道府県ごとに設定</p> <p>⑤ 産地、品種※、産年が確認できる書類 ※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る</p>	<p>① 出荷・販売した数量を確認できる書類（販売伝票等）</p> <p>② 販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる書類 （販売先の確約書又は契約書等）</p> <p>③④については、 <u>既に取り交わした販売伝票等に、出荷・販売先の確認を得た上で、1.70mm以上のふるい目で調製されたこと及び水分含有率16.0%以下であることが推定される旨を追記したもの。</u></p> <p>⑤ 産地、品種※、産年が確認できる書類 ※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る</p>